一般社団法人日本インターネット医療健康協会定款

第１章 総則

（名称）

第１条 当法人は、一般社団法人日本インターネット医療健康協会と称する。

（主たる事務所）

第２条 当法人は、主たる事務所を徳島県美馬市に置く。

（目的）

第３条 当法人は、患者・家族や一般市民が、医療・保健・福祉の分野において、インターネット等の情報通信技術を活用して、情報やサービスを利用するに際して、質の高い情報やサービスを安全、有効に利用できる環境づくりを推進していく事業を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(1) インターネット医療（ｅヘルス）の提供・利用に関する調査研究
(2) インターネット医療（ｅヘルス）に関するガイドラインの策定及び運用
(3) Web サイト等の評価認定プログラムの開発及び運用
(4) プライバシー保護、セキュリティに関する研究及び教育研修
(5) インターネット医療（ｅヘルス）に関する研究会の開催
(6) 医療・保健・福祉に係る情報システム及び新規技術の開発提供
(7) 内外の関係機関、諸団体との交流活動等
(8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（公告の方法）

第４条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第２章 社員

（入社）

第５条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

２ 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第６条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

２ 社員は、当法人の剰余金及び残余財産の分配を受ける権利を有しない。

（退社）

第７条 社員は、１か月以上前に当法人に対して予告をすることにより、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、予告をすることなく、いつでも退社することができる。

（除名）

第８条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）第４９条第２項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

２ 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員に対し、社員総会の日から１週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

３ 除名の決議があったときは、当法人は、当該社員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

（社員の資格喪失）

第９条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 除名されたとき。

(4) 総社員の同意があったとき。

（社員名簿）

第１０条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した社員名簿を作成し、主たる事務所に備え置く。

第３章 社員総会

（構成）

第１１条　社員総会は、全ての社員をもって構成する。

（権限）

第１２条　社員総会は、一般社団法人法に規定する事項及び当法人の組織、運営、管理その他当法人に関する一切の事項について決議をすることができる。

（開催）

第１３条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（開催地）

第１４条　社員総会は東京都において開催する。

（招集）

第１５条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事（理事が２名以上ある場合には、理事の過半数）の決定に基づき、代表理事が招集する。

２　社員総会の招集通知は、会日より１週間前（第１７条第２項の規定により電磁的方法による議決権の行使を認める場合には、２週間前）までに各社員に対して発する。

３　前２項の規定にかかわらず、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく社員総会を開催することができる。ただし、第１７条第２項の規定により電磁的方法による議決権の行使を認める場合は、この限りでない。

（議長）

第１６条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決権）

第１７条　社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

２　理事（理事が２名以上ある場合には、理事の過半数）が社員総会の招集に際して定めたときは、社員総会に出席しない社員は、電磁的方法により議決権を行使することができる。

（決議）

第１８条　社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

２　一般社団法人法第４９条第２項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第１９条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

第４章 役員

（役員）

第２０条　当法人に、理事１名以上１５名以内を置く。

２　当法人に、代表理事１名以上２名以内を置く。

（役員の選任）

第２１条　理事は、社員総会の決議によって選任する。

２　代表理事は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。ただし、理事が１名の場合には、当該理事を代表理事とする。

３　代表理事のうち１名を理事長とし、代表理事が２名の場合には、他の１名を副理事長とする。理事長及び副理事長は、社員総会の決議によって定める。

（代表理事及び理事の職務及び権限）

第２２条　代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

２　理事は、代表理事の業務執行を監視し、また、当法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を社員に報告しなければならない。

３　理事は、代表理事から特定の職務の委任があった場合には、当該職務を執行するものとする。

（理事の任期）

第２３条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　増員又は補欠として選任された理事の任期は、他の在任理事又は前任者の任期の満了する時までとする。

３　理事が欠けた場合又はこの定款で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

（理事の解任）

第２４条　理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（理事の報酬等）

第２５条　理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

（取引の制限）

第２６条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1)　自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2)　自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3)　当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を代表理事に報告しなければならない。

（責任の限定）

第２７条　当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１５条第１項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第５章 基 金

（基金の拠出）

第２８条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人法第１３１条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

（基金の募集）

第２９条　基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、代表理事が決定するものとする。

（基金の拠出者の権利）

第３０条　拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

（基金の返還の手続）

第３１条　基金の拠出者に対する返還は、一般社団法人法第１４１条の規定に従い、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従って行う。

第６章 計 算

（事業年度）

第３２条　当法人の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第３３条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の承認を得るまでの間は、代表理事は、前年度の予算に準じて収入を得又は支出することができる。

３　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第３４条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、第１号、第３号及び第４号の書類を定時社員総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第３号及び第４号の書類については承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項各号の書類は、定時社員総会の日の１週間前の日から５年間、主たる事務所に備え置く。

３　当法人は、定時社員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表その他法令に定める計算書類を公告する。

第７章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３５条　本定款は、一般社団法人法第４９条第２項に定める社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第３６条　当法人は、次の事由によって解散する。

(1)　社員総会の決議

(2)　社員が欠けたこと。

(3)　合併（合併により当法人が消滅した場合に限る。）

(4)　破産手続開始の決定

(5)　その他法令で定める事由

（残余財産）

第３７条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人に贈与するものとする。

第８章 附 則

（法令の準拠）

第３８条　この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令によるものとする。

附　則

この定款の変更は、令和　　年　　月　　日から施行する。

本書は、当法人の現行の定款に相違ありません。

令和　　年　　月　　日

徳島県美馬市脇町字大字脇町字突抜町４７番地

一般社団法人日本インターネット医療健康協会
代表理事　　三　谷　博　明